参　考　資　料

＜調査票等一式＞

調査票等目次

１．調査依頼状（全業種共通）…… 115

２．産業廃棄物等に関する調査票
・形式１（製造業、電気・水道業）…… 116
・形式２（建設業）…… 118

３．調査票の記入要領・記入例、産業廃棄物分類表
・形式１-１（製造業等）…… 120
・形式１-２（水道業）…… 122
・形式２（建設業）…… 124

４．産業廃棄物等の処理等に関する意識調査票（全業種共通）…… 126

環備　－　４４５
令和４年９月９日

調査対象事業者　様

秋田県生活環境部長
（公　印　省　略）

令和４年度秋田県産業廃棄物実態調査フォローアップ等調査へのご協力について（お願い）

産業廃棄物行政の推進については、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、県では第４次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定し、その達成状況等を把握するため、産業廃棄物の発生及び処理の状況等に係る調査を毎年度実施しています。
つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本年度の調査について、下記によりご協力頂けますようお願い申し上げます。（ご回答いただいた情報は統計的に処理され、事業者名等が公表されることはありません）
なお、調査票の発送・回収、集計・解析等の**調査実施を一般財団法人日本環境衛生センターに委託**していますので、お問い合わせ及びご提出は、同センターへ直接お願いします。

１　提出物

産業廃棄物等に関する調査票（令和３年度実績）【その１】【その２】【その３】
（ご記入にあたっては、同封の記入要領をご参考にしてください）
※調査票等は、以下のホームページからダウンロードすることができます。
https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx

２　提出期限　　令和４年１０月７日（金）

３　提出方法（電子メールなど、電子データでの提出にご協力ください）

①郵送の場合

同封の返信用封筒にて、以下の宛先までご返送ください。

〒210-0828　神奈川県川崎市川崎区四谷上町 11-15
一般財団法人日本環境衛生センター　循環社会推進課

②電子メールの場合

以下のメールアドレスへご送信ください。
hik-r@jesc.or.jp

【お問い合わせ先：調査業務受託者】
一般財団法人日本環境衛生センター　循環社会推進課
電話：044-287-3280

【調査主体：調査業務委託者】
秋田県生活環境部環境整備課（廃棄物対策班）
電話：018-860-1624

形式１

産業廃棄物等に関する調査票(令和3年度実績)【その1】 秋田県

調査票番号

右記の＜記入注意事項＞をご確認の上、調査票に記入して下さい

事業所の概要				
事業所名			事業内容	（業種）
所在地				（主要製品又は商品）
代表者(事業所長)氏名		記入者（部課、氏名(ふりがな)）		
記入年月日	令和　年　月　日	電話番号　－　－		
従業者数	製造品出荷額等(製造業のみ記入)	事業所の形態		
貴事業所の令和４年3月31日現在の従業者数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入して下さい。	令和３年4月１日～令和４年3月31日までの1年間の額を記入して下さい。	貴事業所の形態に対する番号に○を付けて下さい。		
人	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万　万円/年	１．工場・作業所・鉱業所 ２．開発研究 ３．事務所 ４．その他（　　　）		

次へ

令和3年度の１年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。
※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。

１．発生した。　　２．発生しなかった。

次へ　　次へ

上記の「事業所の概要」を記入し、ご返送下さい。

廃棄物等の量的変化

令和３年度に貴事業所から発生した産業廃棄物等は令和２年度と比較して、どの様に変化しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. 大きく増加した。　2. やや増加した。　3. 変化していない。
4. やや減少した。　5. 大きく減少した。　6. その他・不明。

上記で1又は5と回答された方は、その理由をご記入下さい（　　　）

処理施設の状況

貴事業所から発生した産業廃棄物等を事業所内で焼却していますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 焼却している(熱利用していない)　2. 焼却している(熱利用している)　0. 焼却していない

貴事業所から発生した産業廃棄物等（汚泥）を事業所内で脱水していますか。該当する番号に○をつけて下さい。

1. 脱水している　0. 脱水していない

裏面の調査票（その２）に貴事業所から発生する産業廃棄物等の状況について記入して下さい。

＜記入注意事項＞

１．全般的事項

○本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物が対象となります。

○本調査の対象期間は令和３年度（令和３年４月１日～令和４年３月31日）です。

○本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。

○調査票（その２）に貴事業所から発生する産業廃棄物等の状況について、記入して下さい。

○産業廃棄物等が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票（その１）の「事業所の概要」欄をご回答の上、ご返送下さい。

○調査票の電子データは、日本環境衛生センターのホームページからダウンロードできます。
https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx

２．調査票（その１）

○従業者数は令和４年３月３１日現在としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の従業者数を記入して下さい。

○製造品出荷額等とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額です。ただし、調査票が送付された事業所の形態が本社事務のみ、事務所、営業所、配送センター及び販売所等であって、実際に製造、加工及び修理等を行っていない場合は、「０（ゼロ）」を記入して下さい。

○製造品出荷額等は、令和３年度（令和３年４月１日～令和４年3月31日）としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の一年間の金額を記入して下さい。

３．調査票（その２・裏面）

○自ら再生利用したもの、他者に売却したもの、無償で引き渡しているものも対象となります。

○一般廃棄物は記入不要です（例：使用済みのOA用紙、新聞紙、雑誌、飲料の空缶・空びん・ペットボトル、厨芥など）。

○別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、産業廃棄物等の発生及び処理状況について記入して下さい。

○同じ産業廃棄物等でも、中間処理方法や処分先が違う場合は、行を分けて記入して下さい。

○発生量には、脱水や焼却など中間処理を行う前の量を記入して下さい。

４．電子データ（回答調査票）の返送先

○電子データで回答された調査票は、下記のメールアドレスで提出することができます。

E-mail：hik-r@jesc.or.jp

裏面へ

産業廃棄物等に関する調査票（令和3年度実績）【その2】

●別紙「調査票の記入要領・記入例」、「廃棄物等分類表」を参考に記入して下さい。
●自社で発生した副産物（産業廃棄物、有償・無償引渡物）全てが対象となります。再生利用、売却をしている場合も記入して下さい。

①事業所で発生した廃棄物の名称
貴事業所で日常使用している名称で記入して下さい。（別紙「廃棄物等分類表」に示した具体例を参照）

②廃棄物の分類番号
別紙「廃棄物等分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入して下さい。

③年間の発生量（中間処理する前の量）
各行ごとに１年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

④自社での中間処理方法
自社で中間処理された場合は、該当する処理方法の記号を下欄の「中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑤中間処理後の量
中間処理後の残さ量を記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

⑥処理・処分の方法
発生（自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物）した廃棄物の処理・処分方法を下欄の「処理・処分方法コード表」から選んで、その記号を記入して下さい。

⑦処理・処分先又は再生利用先の名称
処理・処分（⑥に該当する）等を行った先の名称を記入して下さい。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地
処理・処分（⑦に該当する）等を行った処理・処分施設のある所在地を記入して下さい。

⑨委託中間処理の方法
⑥の「処理・処分の方法」で「U1」と回答された場合（中間処理を委託）は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の番号を下欄の「委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑩委託中間処理後の再生利用・処分の方法
委託先で中間処理された後の廃棄物の処理方法に該当する番号を下記から選んで、その記号を○で囲んで下さい。

１．再生利用・リサイクルしている。
２．埋立処分している。

⑪資源化の用途
⑥の「処理・処分の方法」で「V1,V2,W1,X1,R6」又は前問⑩で「１」と回答された場合、下欄の「資源化用途コード表」から該当する番号を記入して下さい。

区分		自社で発生した廃棄物等の発生量				自社での中間処理				自社処分・自社再利用、委託処理			委託中間処理		自社・委託での資源化
F2	行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量 百万 十万 万 千 百 十 一	単位	④方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑤中間処理後量 百万 十万 万 千 百 十 一	単位	⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地		⑨方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途
記入欄	1				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	2				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	3				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	4				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	5				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	6				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	7				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	8				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	9				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	10				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	11				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	12				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	13				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	14				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	
	15				kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県	市町村		1・2	

④中間処理方法コード表

A：焼却　B：脱水　C：天日乾燥　D：機械乾燥　E：油水分離　F：中和　G：破砕　H：分級　I：圧縮
J：溶融　K：切断　L：焼成（ｾﾒﾝﾄ原材料）　M：堆肥化（発酵）　N：銀回収　O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化　P：乾熱滅菌　Q：煮沸
R：ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ　S：薬物消毒　T：金属（鉄）回収　U：非鉄金属回収　V：濃縮　W：油化　X：粒度調整・混合　Y：分別・選別　Z：その他

具体的に

⑥処理・処分方法コード表

＜自己処理＞
Ｖ１：自社で再利用した。
Ｖ２：売却できないものを自社で再利用した。
Ｗ１：売却（利益があった）した。
Ｚ１：自社で保管している。
Ｑ１：自社の処分場で埋立処分した。

＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
Ｕ１：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
Ｘ１：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
Ｓ１：民間の処理業者の処分場で直接埋立処理した。
Ｓ２：秋田県環境保全センターで直接埋立処理した。
Ｔ１：処理業者で直接海洋投入した。

＜市町村・一部事務組合へ委託処理（ごみ収集を含む）＞
Ｒ１：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。
Ｒ５：市町村等が設置する焼却場へ搬入した。
Ｒ６：市町村等が設置するリサイクル施設に搬入した。

＜その他＞
Ｚ９：その他

具体的に

⑨委託中間処理方法コード表

A：焼却　B：脱水　C：天日乾燥　D：機械乾燥　E：油水分離　F：中和　G：破砕　H：分級　I：圧縮
J：溶融　K：切断　L：焼成（ｾﾒﾝﾄ原材料）　M：堆肥化（発酵）　N：銀回収　O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化　P：乾熱滅菌　Q：煮沸
R：ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ　S：薬物消毒　T：金属（鉄）回収　U：非鉄金属回収　V：濃縮　W：油化　X：粒度調整・混合　Y：分別・選別　Z：その他

具体的に

⑪資源化用途コード表

１０：鉄鋼原料
２０：非鉄金属等原材料
３０：燃料
３１：木炭
４１：飼料
４２：肥料・堆肥
４３：土壌改良材
５０：土木・建設資材
５１：再生木材・合板
６０：パルプ・紙原材料
７０：ガラス原材料
８０：プラスチック原材料
８１：再生タイヤ
９０：セメント原材料
９１：再生油・再生溶剤
９２：中和剤
９３：高炉還元剤・コークス炉化学原料
９８：その他

10～93に該当するものがない場合、⑪の枠中に具体的な用途を直接記入して下さい。

形式２

産業廃棄物等に関する調査票(令和3年度実績)【その1】

秋田県
建設業

調査票番号

右記の＜記入注意事項＞をご確認の上、調査票に記入して下さい

事業所の概要				
	事業所名			
	所在地			
	代表者(事業所長)氏名		記入者（部課、氏名）（ふりがな）	
	記入年月日	令和　年　月　日	電話番号	ー　ー

次へ

県内元請工事の有無

貴社が元請施工者として請負い令和3年度に完成した県内の工事はありますか（出来高工事を含む）。該当する番号に○を付けて下さい。

1．元請工事あり　　2．元請工事なし　次へ

上記の「事業所の概要」を記入し、ご返送下さい。

次へ

工事実績	元請完成工事高（令和３年度、消費税を含む）								
	貴社が元請施工者として請負い令和3年度に完成した県内工事の年間元請完成工事高(出来高工事含む)を記入して下さい。								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	※共同企業体（J.V）による工事については、分担施行方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物等を記入し、共同施行方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物等を一括記入して下さい。
								万円/年	

次へ

令和３年度の１年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。
※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。

1．発生した。　　2．発生しなかった。

次へ

上記の「事業所の概要」「工事実績」を記入し、ご返送下さい。

次へ

裏面の調査票（その2）に貴社から発生する産業廃棄物等の状況について記入して下さい。

裏面へ

＜記入注意事項＞

1．全般的事項

○本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物・特別管理産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物が対象となります。

○本調査の対象期間は令和3年度（令和３年４月１日～令和４年３月31日）です。

○調査票（その２）には、貴社が秋田県で施工した全ての元請工事（出来高工事含む）から発生する産業廃棄物、副産物について記入して下さい。共同企業体（J.V）による工事については、分担施行方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物を記入し、共同施行方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物を一括記入して下さい。

○調査票の電子データは、日本環境衛生センターのホームページからダウンロードできます。

https://www.jesc.or.jp/work/tabid/222/Default.aspx

2．調査票（その１）

○元請完成工事高は、令和３年度（令和３年４月１日～令和４年3月31日）としていますが、この時期での集計が難しい場合は、なるべく近い時期の一年間の金額を記入して下さい。

3．調査票（その２・裏面）

○自ら再生利用したもの、他者に売却したもの、無償で引き渡しているものも対象となります。

○一般廃棄物は記入不要です（例：使用済みのOA用紙、新聞紙、雑誌、飲料の空缶・空びん・ペットボトル、厨芥など）。

○別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考に、産業廃棄物等の発生及び処理状況について記入して下さい。

○同じ産業廃棄物等でも、中間処理方法や処分先が違う場合は、行を分けて記入して下さい。

○発生量には、脱水や焼却など中間処理を行う前の量を記入して下さい。

4．電子データ（回答調査票）の返送先

○電子データで回答された調査票は、下記のメールアドレスで提出することができます。

E-mail：hik-r@jesc.or.jp

産業廃棄物等に関する調査票（令和3年度実績）【その2】

●別紙「調査票の記入要領・記入例」、「廃棄物等分類表」を参考に記入して下さい。
●自社で発生した副産物（産業廃棄物、有償・無償引渡物）全てが対象となります。再生利用、売却をしている場合も記入して下さい。

①事業所で発生した廃棄物の名称
貴社で日常使用している名称で記入して下さい。（別紙「廃棄物等分類表」に示した具体例を参照）

②廃棄物の分類番号
別紙「廃棄物等分類表」をみて該当する4ケタの番号を記入して下さい。

③年間の発生量（中間処理する前の量）
各行ごとに１年間の発生量を、焼却や脱水などの中間処理をする前の量で記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

④自社での中間処理方法
自社で中間処理された場合は、該当する処理方法の記号を下欄の「中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑤中間処理後の量
中間処理後の残さ量を記入して下さい。なお、単位は該当するものを選び、○で囲んで下さい。

⑥処理・処分の方法
発生（自社で中間処理した場合は、中間処理後の廃棄物）した廃棄物の処理・処分方法を下欄の「処理・処分方法コード表」から選んで、その記号を記入して下さい。

⑦処理・処分先又は再生利用先の名称
処理・処分（⑥に該当する）等を行った先の名称を記入して下さい。

⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地
処理・処分（⑦に該当する）等を行った処理・処分施設のある所在地を記入して下さい。

⑨委託中間処理の方法
⑥の「処理・処分の方法」で「U1」と回答された場合（中間処理を委託）は、委託先で中間処理された内容に該当する処理方法の番号を下欄の「委託中間処理方法コード表」から選んで、中間処理の過程順に記入して下さい。

⑩委託中間処理後の再生利用・処分の方法
委託先で中間処理された後の廃棄物の処理方法に該当する番号を下記から選んで、その記号を○で囲んで下さい。

１．再生利用・リサイクルしている。
２．埋立処分している。

⑪資源化の用途
⑥の「処理・処分の方法」で「V1,V2,W1,X1,R6」又は前問⑩で「１」と回答された場合、下欄の「資源化用途コード表」から該当する番号を記入して下さい。

区分		自社で発生した廃棄物等の発生量			自社での中間処理			自社処分・自社再利用、委託処理			委託中間処理		自社・委託での資源化
F2	行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量 百万 十万 万 千 百 十 一 単位	④方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑤中間処理後量 百万 十万 万 千 百 十 一 単位	⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途
記入欄	1			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	2			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	3			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	4			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	5			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	6			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	7			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	8			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	9			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	10			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	11			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	12			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	13			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	14			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	
	15			kg t m³ ﾘｯﾄﾙ		kg t m³ ﾘｯﾄﾙ			都道府県 市町村		1・2	

④中間処理方法コード表

A：焼却　B：脱水　C：天日乾燥　D：機械乾燥　E：油水分離　F：中和　G：破砕　H：分級　I：圧縮
J：溶融　K：切断　L：焼成（ｾﾒﾝﾄ原材料）　M：堆肥化（発酵）　N：銀回収　O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化　P：乾熱滅菌　Q：煮沸
R：ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ　S：薬物消毒　T：金属（鉄）回収　U：非鉄金属回収　V：濃縮　W：油化　X：粒度調整・混合　Y：分別・選別　Z：その他

具体的に

⑥処理・処分方法コード表

＜自己処理＞
Ｖ１：自社で再利用した。
Ｖ２：売却できないものを自社で再利用した。
Ｗ１：売却（利益があった）した。
Ｚ１：自社で保管している。
Ｑ１：自社の処分場で埋立処分した。

＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
Ｕ１：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
Ｘ１：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
Ｓ１：民間の処理業者の処分場で直接埋立処理した。
Ｓ２：秋田県環境保全センターで直接埋立処理した。
Ｔ１：処理業者で直接海洋投入した。

＜市町村・一部事務組合へ委託処理（ごみ収集を含む）＞
Ｒ１：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。
Ｒ５：市町村等が設置する焼却場へ搬入した。
Ｒ６：市町村等が設置するリサイクル施設に搬入した。

＜その他＞
Ｚ９：その他

具体的に

⑨委託中間処理方法コード表

A：焼却　B：脱水　C：天日乾燥　D：機械乾燥　E：油水分離　F：中和　G：破砕　H：分級　I：圧縮
J：溶融　K：切断　L：焼成（ｾﾒﾝﾄ原材料）　M：堆肥化（発酵）　N：銀回収　O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化　P：乾熱滅菌　Q：煮沸
R：ｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ　S：薬物消毒　T：金属（鉄）回収　U：非鉄金属回収　V：濃縮　W：油化　X：粒度調整・混合　Y：分別・選別　Z：その他

具体的に

⑪資源化用途コード表

１０：鉄鋼原料
２０：非鉄金属等原材料
３０：燃料
３１：木炭
４１：飼料
４２：肥料・堆肥
４３：土壌改良材
５０：土木・建設資材
５１：再生木材・合板
６０：パルプ・紙原材料
７０：ガラス原材料
８０：プラスチック原材料
８１：再生タイヤ
９０：セメント原材料
９１：再生油・再生溶剤
９２：中和剤
９３：高炉還元剤・コークス炉化学原料
９８：その他

10～93に該当するものがない場合、⑪の枠中に具体的な用途を直接記入してください。

＜調査票の記入要領・記入例＞

調査対象期間

●この調査の対象期間は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①～⑪までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物

●この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物等だけが記入の対象となります。
●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物等分類表」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、**「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」**をお答え下さい。

○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Dを参考にして下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。

○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例E・Fを参考にして下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された１年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（１００％－脱水後の含水率％）÷（１００％－脱水前の含水率％）

●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。　→　中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
○含油廃水を油水分離した場合。　→　油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ１行ずつを）発生量とします。

記入について

●**記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物です。**

●**同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入して下さい。**

●**処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。**

④中間処理方法コード表

A：焼却
B：脱水
C：天日乾燥
D：機械乾燥
E：油水分離
F：中和
G：破砕
H：分級
I：圧縮
J：溶融
K：切断
L：焼成（セメント原材料）
M：堆肥化(発酵)
N：銀回収
O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化
P：乾熱滅菌
Q：煮沸
R：オートクレーブ
S：薬物消毒
T：金属(鉄)回収
U：非鉄金属回収
V：濃縮
W：油化
X：粒度調整・混合
Y：分別・選別
Z：その他

⑥処理・処分方法コード表

＜自己処理＞
V１：自社で再利用した。
V２：売却できないものを自社で再利用した。
W１：売却（利益があった）した。
Z１：自社で保管している。
Q１：自社の処分場で埋立処分した。
＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
U１：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
X１：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
S１：民間の処理業者の処分場で直接埋立処理した。
S２：秋田県環境保全センターで直接埋立処理した。
T１：処理業者で直接海洋投入した。
＜市町村・一部事務組合へ委託処理＞（ごみ収集を含む）
R１：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。
R５：市町村等が設置する焼却場へ搬入した。
R６：市町村等が設置するリサイクル施設に搬入した。
＜その他＞
Z９：その他

⑨委託中間処理方法コード表

A：焼却
B：脱水
C：天日乾燥
D：機械乾燥
E：油水分離
F：中和
G：破砕
H：分級
I：圧縮
J：溶融
K：切断
L：焼成（セメント原材料）
M：堆肥化(発酵)
N：銀回収
O：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化
P：乾熱滅菌
Q：煮沸
R：オートクレーブ
S：薬物消毒
T：金属(鉄)回収
U：非鉄金属回収
V：濃縮
W：油化
X：粒度調整・混合
Y：分別・選別
Z：その他

⑪資源化用途コード表

１０：鉄鋼原料
２０：非鉄金属等原材料
３０：燃料
３１：木炭
４１：飼料
４２：肥料・堆肥
４３：土壌改良材
５０：土木・建設資材
５１：再生木材・合板
６０：パルプ・紙原材料
７０：ガラス原材料
８０：プラスチック原材料
８１：再生タイヤ
９０：セメント原材料
９１：再生油・再生溶剤
９２：中和剤
９３：高炉還元・コークス炉化学原料
９８：その他

調査票（その2）の記入例

*太字*の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票（その2）を記入して下さい。

本紙の裏面の「廃棄物等分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0（ゼロ）」を記入し、単位はkgに○を付けて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

⑩処理後の処分方法
１　再生利用・リサイクルしている
２　埋立処分している

記入例	区分 F2	行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量	単位（○印）	④方法番号 1次処理	2次処理	3次処理	⑤中間処理後量	単位（○印）	⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又再生利用先の名称	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨方法番号 1次処理	2次処理	3次処理	⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途
記入例：A	記	1	*鉄板くず*	*1210*	*6*	t						*W 1*	*㈱□□*	*秋田*（市）				1・2	*10*
記入例：B		2	*機械油*	*0311*	*1080*	kg						*U 1*	*××商店*	*青森県 弘前*（市）	*E*			1（circled）・2	*30*
記入例：C		3	*プラスチック製品くず*	*0610*	*750*	kg						*U 1*	*▼○㈱*	*小坂*（町）	*A*			1・2（circled）	
記入例：D	入	4	*木くず*	*0801*	*10*	t	*A*			*500*	kg	*Q 1*	*自社*	*横手*（市）				1・2	
記入例：E		5	*排水処理汚泥*	*0221*	*50*	t	*B*	*D*		*10*	t	*S 1*	*○○㈱*	*岩手県 八幡平*（市）				1・2	
記入例：F		6	*特定有害汚泥*	*0229*	*10*	t						*U 1*	*△△産業*	*能代*（市）	*F*	*Z*		1・2（circled）	
記入例：F	欄	7	*排水処理汚泥*	*0221*	*100*	t	*B*			*25*	t	*S 1*	*㈲○○*	*羽後*（町）				1・2	

単位欄の選択肢：kg　t　m³　ﾘｯﾄﾙ

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入して下さい。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入して下さい。

記入例：A
・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間６ｔ発生した。
・これは、秋田市にある㈱□□に売却した
・相手先では鉄鋼材料として利用している。

記入例：B
・月平均で一斗缶５本ぐらいの機械油が発生した。
・重量換算すると年間に１，０８０kgである。
・これは、青森県弘前市の再生業者××商店に処理を有料で依頼した。
・相手先では、油水分離後、燃料として再利用している。（18kg×5本×12ヶ月）

記入例：C
・プラスチック製品くずが年間７５０kg発生した。
・これは、小坂町にある▼○㈱に処理を委託した。
・委託先では、焼却処理し、埋立処分している。

記入例：D
・木くずが年間１０ｔ発生した。
・自社の焼却炉で全て焼却した。
・焼却灰は、５００kg程度で自社の処分場（横手市）で埋立処分した。

記入例：E
・排水処理汚泥が発生した。
・自社の施設で脱水→乾燥を行い、脱水後の残さが１０ｔ（含水率８５％）であった。
・脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が９７％であるため計算すると、５０ｔ程度となる。
・処理後の汚泥は、△△㈱に運搬を委託し、岩手県八幡平市に処分場を保有する○○㈱で直接埋立処分した。

・計算式　10ｔ×（100－85）÷（100－97）＝50ｔ

記入例：F
・特定有害汚泥と排水処理汚泥が１１０ｔ発生した。
・特定有害汚泥は年間１０ｔ発生し、自社での中間処理は行なわず、能代市に処理施設を保有する△△産業に収集・運搬及び中間処理を委託した。
・業者では、中和及び無害化処理した後、埋立処分している。
・また、排水処理汚泥は、濃縮後の１００ｔを自社の施設で脱水し、処理後の残さ２５ｔは羽後町の㈲○○で埋立処分した。

廃棄物等分類表（その1）

1. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

種類			分類番号	具体例
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥		0211	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色排水処理汚泥、クリーニング排水処理汚泥（水洗を主とする場合）、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		下水汚泥	0212	下水汚泥
	無機性汚泥		0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場排水処理汚泥、窯業排水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落ししたものに限る）、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
		建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		上水汚泥	0223	上水汚泥
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤		0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油		0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油でい		0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等		0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
廃酸	無機性の酸性廃液		0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着廃液		0402	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液		0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液		0501	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、硫化ソーダ廃液、廃クーラント液（ＬＬＣ）
	写真現像廃液		0502	写真現像廃液
廃プラスチック類	廃プラスチック		0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、 ウレタン樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】 プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、フィルム、プラスチックタイル、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料かす（固形）、接着剤かす、合成ゴムくず、塩ビ管
	バイオマス廃プラスチック		0615	石油などの化学資源からではなく生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック
	使用済みタイヤ		0625	大型車の使用済みタイヤ
			0626	普通車・軽自動車の使用済みタイヤ
紙くず			0701	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、 製本業、出版業等から排出される紙くず
木くず			0801	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
			0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
繊維くず			0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの） **<<注意！>>合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。**
動植物性残さ	動物性残さ		1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ		1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物			4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず			1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金属くず	鉄くず		1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず		1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず		1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの

廃棄物等分類表（その2）

種類			分類番号	具体例
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず		1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石膏ボードくず		1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず		1340	コンクリート製品くず
鉱さい	廃砂		1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂
	炉さい		1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱さい類		1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
がれき類［工作物の新築、改築又は除去に伴うもの］	コンクリート片		1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト		1520	アスファルトコンクリートの破片
	レンガ破片など		1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
動物のふん尿			1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動物の死体			1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ばいじん			1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすす
燃え殻	燃え殻		0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） **《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。**
	廃活性炭・廃カーボン		0102	廃活性炭、廃カーボン
混合廃棄物	混合物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物で分別ができない廃棄物
		管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別ができない廃棄物
	廃製品・複合材	廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
		廃電気機械器具	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機など
		廃電池類	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池（水銀を含むものを除く）
		複合材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
シュレッダーダスト			2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
石綿含有産業廃棄物（非飛散性）			2400	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ビニール板タイル（廃プラスチック類）、スレート板、サイディング、石綿セメント板（がれき類）など
水銀使用製品産業廃棄物			2500	水銀電池、空気亜鉛電池、照明機器（蛍光ランプ、ＨＩＤランプ、放電ランプ）、医薬品、水銀体温計、水銀血圧計など、水銀等の使用に関する表示がある製品
水銀含有ばいじん等			2600	水銀を１kgにつき１５mgを超えて含有するもの（ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい） 水銀を１Ｌにつき１５mgを超えて含有するもの（廃酸、廃アルカリ）

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

				分類番号	具体例
特別管理産業廃棄物	引火性廃油			0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
	腐食性廃酸			0408	水素イオン濃度指数〔ｐＨ〕2.0以下の廃液
	腐食性廃アルカリ			0508	水素イオン濃度指数〔ｐＨ〕12.5以上の廃アルカリ
	感染性廃棄物			2018	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻		0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥		0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥		0229	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油		0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸		0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ		0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害廃石綿等		1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		特定有害鉱さい		1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害ばいじん		1809	特定有害物質を含むばいじん
		廃ＰＣＢ		7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
		廃水銀等		7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

＜調査票の記入要領・記入例＞

調査対象期間

●この調査の対象期間は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の１年間です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①～⑪までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物

●この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した廃棄物だけが記入の対象となります。
●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物等分類表」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答え下さい。

○自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。

○自社で脱水・乾燥している場合の発生した廃棄物とは脱水前・乾燥前のものです。（記入例Ａ・Ｂ・Ｄ・Ｅを参考にして下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された１年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（１００％－脱水後の含水率％）÷（１００％－脱水前の含水率％）

記入について

●記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物です。

●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入して下さい。

●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

④中間処理方法コード表

Ａ：焼却
Ｂ：脱水
Ｃ：天日乾燥
Ｄ：機械乾燥
Ｅ：油水分離
Ｆ：中和
Ｇ：破砕
Ｈ：分級
Ｉ：圧縮
Ｊ：溶融
Ｋ：切断
Ｌ：焼成
Ｍ：堆肥化
Ｎ：銀回収
Ｏ：コンクリート固型化
Ｖ：濃縮
Ｗ：油化
Ｚ：その他

⑥処理・処分方法コード表

＜自己処理＞
Ｖ１：自社で再利用した。
Ｖ２：売却できないものを自社で再利用した。
Ｗ１：売却（利益があった）した。
Ｚ１：自社で保管している。
Ｑ１：自社の処分場で埋立処分した。

＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
Ｕ１：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
Ｘ１：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
Ｓ１：処理業者の処分場で直接埋立処理した。
Ｓ２：秋田県環境保全センターで直接埋立処理した。
Ｔ１：処理業者で直接海洋投入した。

＜市町村・一部事務組合へ委託処理＞（ごみ収集を含む）
Ｒ１：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。
Ｒ５：市町村等が設置する焼却場へ搬入した。
Ｒ６：市町村等の設置するリサイクル施設に搬入した。

＜その他＞
Ｚ９：その他

⑨委託中間処理方法コード表

Ａ：焼却
Ｂ：脱水
Ｃ：天日乾燥
Ｄ：機械乾燥
Ｅ：油水分離
Ｆ：中和
Ｇ：破砕
Ｈ：分級
Ｉ：圧縮
Ｊ：溶融
Ｋ：切断
Ｌ：焼成（セメント原材料）
Ｍ：堆肥化（発酵）
Ｎ：銀回収
Ｏ：コンクリート固型化
Ｔ：金属(鉄)回収
Ｕ：非鉄金属回収
Ｖ：濃縮
Ｗ：油化
Ｚ：その他

⑪資源化用途コード表

１０：鉄鋼原料
２０：非鉄金属等原材料
３０：燃料
３１：木炭
４１：飼料
４２：肥料・堆肥
４３：土壌改良材
５０：土木・建設資材
５１：再生木材・合板
６０：パルプ・紙原材料
７０：ガラス原材料
８０：プラスチック原材料
８１：再生タイヤ
９０：セメント原材料
９１：再生油・再生溶剤
９２：中和剤
９３：高炉還元
９８：その他

調査票（その2）の記入例

*太字*の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票（その2）を記入して下さい。

本紙の裏面の「廃棄物等分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0（ゼロ）」を記入し、単位はkgに○を付けて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

⑩処理後の処分方法
１ 再生利用・リサイクルしている
２ 埋立処分している

	区分 F2	行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③百万	③十万	③万	③千	③百	③十	③一	③単位	④1次処理	④2次処理	④3次処理	⑤百万	⑤十万	⑤万	⑤千	⑤百	⑤十	⑤一	⑤単位	⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称等	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨1次処理	⑨2次処理	⑨3次処理	⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途
記入例：A	記	1	**下水汚泥**	**0 2 1 2**			**1**	**0**	**2**	**1**	**0**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**B**							**8**	**3**	**3**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**U 1**	**○×セメント㈱**	**大館**(市)	**L**			(1)・2	**90**
記入例：B		2	**下水汚泥**	**0 2 1 2**				**6**	**7**	**2**	**1**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**B**	**D**						**3**	**7**	**4**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**S 1**	**㈱○○**	**秋田**(市)				1・2	
記入例：C		3	**廃油**	**0 3 1 1**					**1**	**0**	**0**	(kg) t m³ ﾘｯﾄﾙ											kg t m³ ﾘｯﾄﾙ	**U 1**	**㈲○×産業**	**福島県 福島**(市)	**E**			(1)・2	**30**
	入	4										kg t m³ ﾘｯﾄﾙ											kg t m³ ﾘｯﾄﾙ							1・2	
記入例：D		5	**上水汚泥**	**0 2 2 3**				**2**	**8**	**1**	**8**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**C**						**1**	**2**	**9**	**3**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**U 1**	**○×セメント㈱**	**男鹿**(市)	**L**			(1)・2	**90**
記入例：E	欄	6	**上水汚泥**	**0 2 2 3**				**3**	**1**	**8**	**1**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**B**							**4**	**0**	**5**	kg (t) m³ ﾘｯﾄﾙ	**Q 1**	**自社**	**秋田**(市)				1・2	
		7										kg t m³ ﾘｯﾄﾙ											kg t m³ ﾘｯﾄﾙ							1・2	
		8										kg t m³ ﾘｯﾄﾙ											kg t m³ ﾘｯﾄﾙ							1・2	

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

※下水汚泥は、汚泥濃縮設備の濃縮汚泥量を発生量として記入して下さい。

記入例：A
・下水汚泥が年間１０，２１０ｔ発生した。
・自社の施設で脱水を行い、脱水後の量が８３３ｔであった。
・処理後の汚泥は大館市のセメント工場でセメント原料としてリサイクルした。

記入例：B
・下水汚泥が年間６，７２１ｔ発生した。
・自社の施設で脱水→機械乾燥を行い、処理後の量が３７４ｔであった。
・処理後の汚泥は、秋田市にある㈱○○の埋立地で埋立処分した。

記入例：C
・廃油が１００kg発生した。
・これは福島県の㈲○×産業に処理を委託した。
・委託先では、油水分離後に燃料として再利用している。

※上水汚泥は、脱水・乾燥施設に投入した濃縮汚泥量を発生量として記入して下さい。

記入例：D
・上水汚泥が年間２，８１８ｔ発生した。
・自社の施設で天日乾燥を行い、処理後の量が１，２９３ｔであった。
・処理後の汚泥は男鹿市のセメント工場でセメント原料としてリサイクルした。

記入例：E
・上水汚泥が年間３，１８１ｔ発生した。
・自社の施設で脱水を行い、処理後の量が４０５ｔであった。
・処理後の汚泥は自社の処分場で埋立処分した。

廃棄物等分類表（その1）

1. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

種類			分類番号	具体例
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥		0211	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色排水処理汚泥、クリーニング排水処理汚泥（水洗を主とする場合）、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		下水汚泥	0212	下水汚泥
	無機性汚泥		0221	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場排水処理汚泥、窯業排水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落ししたものに限る）、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限る）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
		建設汚泥	0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		上水汚泥	0223	上水汚泥
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤		0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油		0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油でい		0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等		0350	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
廃酸	無機性の酸性廃液		0401	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着廃液		0402	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液		0403	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液		0501	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、硫化ソーダ廃液、廃クーラント液（ＬＬＣ）
	写真現像廃液		0502	写真現像廃液
廃プラスチック類	廃プラスチック		0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、フィルム、プラスチックタイル、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料かす（固形）、接着剤かす、合成ゴムくず、塩ビ管
	バイオマス廃プラスチック		0615	石油などの化学資源からではなく生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック
	使用済みタイヤ		0625	大型車の使用済みタイヤ
			0626	普通車・軽自動車の使用済みタイヤ
紙くず			0701	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、製本業、出版業等から排出される紙くず
木くず			0801	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
			0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
繊維くず			0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの） **<<注意！>>合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。**
動植物性残さ	動物性残さ		1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ		1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物			4000	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず			1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金属くず	鉄くず		1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず		1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず		1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの

廃棄物等分類表（その2）

種類			分類番号	具体例
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず		1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	石膏ボード		1330	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず		1340	コンクリート製品くず
鉱さい	廃砂		1401	鋳物砂、サンドブラスト廃砂
	炉さい		1402	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ
	鉱さい類		1403	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
がれき類［工作物の新築、改築又は除去に伴うもの］	コンクリート片		1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト		1520	アスファルトコンクリートの破片
	レンガ破片など		1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
動物のふん尿			1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
動物の死体			1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ばいじん			1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすす
燃え殻	燃え殻		0101	燃料などの焼却灰（石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど） **《注意！》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。**
	廃活性炭・廃カーボン		0102	廃活性炭、廃カーボン
混合廃棄物	混合物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物で分別ができない廃棄物
		管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別ができない廃棄物
	廃製品・複合材	廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
		廃電気機械器具	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機など
		廃電池類	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池（水銀を含むものを除く）
		複合材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
シュレッダーダスト			2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
石綿含有産業廃棄物（非飛散性）			2400	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ビニール板タイル（廃プラスチック類）、スレート板、サイディング、石綿セメント板（がれき類）など
水銀使用製品産業廃棄物			2500	水銀電池、空気亜鉛電池、照明機器（蛍光ランプ、ＨＩＤランプ、放電ランプ）、水銀体温計、水銀血圧計など、水銀等の使用に関する表示がある製品
水銀含有ばいじん等			2600	水銀を１kgにつき１５mgを超えて含有するもの（ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい） 水銀を１ｌにつき１５mgを超えて含有するもの（廃酸、廃アルカリ）

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

種類			分類番号	具体例
特別管理産業廃棄物	引火性廃油		0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
	腐食性廃酸		0408	水素イオン濃度指数〔ｐＨ〕2.0以下の廃液
	腐食性廃アルカリ		0508	水素イオン濃度指数〔ｐＨ〕12.5以上の廃アルカリ
	感染性廃棄物		2018	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		特定有害鉱さい	1409	特定有害物質を含む鉱さい
		特定有害ばいじん	1809	特定有害物質を含むばいじん
		廃ＰＣＢ	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
		廃水銀等	7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

形式２

＜調査票の記入要領・記入例＞

調査対象期間

●この調査の**対象期間は、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）**です。この期間中の廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①～⑪までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物

●この調査では、**県内で施工した元請工事から発生した廃棄物等だけ**が記入の対象となります。

●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に**「廃棄物等分類表」がありますので参考にして下さい。**

発生量について

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、**「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」**をお答え下さい。

○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Ｃを参考にして下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。

○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例Ｅを参考にして下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された１年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（１００％－脱水後の含水率％）÷（１００％－脱水前の含水率％）

●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
○廃酸、廃アルカリを公共水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。　→　中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
○含油廃水を油水分離した場合。　→　油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ１行ずつを）発生量とします。

記入について

●記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物です。

●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入して下さい。

●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

④中間処理方法コード表
Ａ：焼却
Ｂ：脱水
Ｃ：天日乾燥
Ｄ：機械乾燥
Ｅ：油水分離
Ｆ：中和
Ｇ：破砕
Ｈ：分級
Ｉ：圧縮
Ｊ：溶融
Ｋ：切断
Ｌ：焼成（セメント原材料）
Ｍ：堆肥化（発酵）
Ｎ：銀回収
Ｏ：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化
Ｐ：乾熱滅菌
Ｑ：煮沸
Ｒ：オートクレーブ
Ｓ：薬物消毒
Ｔ：金属（鉄）回収
Ｕ：非鉄金属回収
Ｖ：濃縮
Ｗ：油化
Ｘ：粒度調整・混合
Ｙ：分別・選別
Ｚ：その他

⑥処理・処分方法コード表
＜自己処理＞
Ｖ１：自社で再利用した。
Ｖ２：売却できないものを自社で再利用した。
Ｗ１：売却（利益があった）した。
Ｚ１：自社で保管している。
Ｑ１：自社の処分場で埋立処分した。
＜産業廃棄物処理業者等へ委託処理＞
Ｕ１：処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。
Ｘ１：廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。
Ｓ１：民間の処理業者の処分場で直接埋立処理した。
Ｓ２：秋田県環境保全センターで直接埋立処理した。
Ｔ１：処理業者で直接海洋投入した。
＜市町村・一部事務組合へ委託処理＞（ごみ収集を含む）
Ｒ１：市町村等が設置する埋立処分場へ搬入した。
Ｒ５：市町村等が設置する焼却場へ搬入した。
Ｒ６：市町村等が設置するリサイクル施設に搬入した。
＜その他＞
Ｚ９：その他

⑨委託中間処理方法コード表
Ａ：焼却
Ｂ：脱水
Ｃ：天日乾燥
Ｄ：機械乾燥
Ｅ：油水分離
Ｆ：中和
Ｇ：破砕
Ｈ：分級
Ｉ：圧縮
Ｊ：溶融
Ｋ：切断
Ｌ：焼成（セメント原材料）
Ｍ：堆肥化（発酵）
Ｎ：銀回収
Ｏ：ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化
Ｐ：乾熱滅菌
Ｑ：煮沸
Ｒ：オートクレーブ
Ｓ：薬物消毒
Ｔ：金属（鉄）回収
Ｕ：非鉄金属回収
Ｖ：濃縮
Ｗ：油化
Ｘ：粒度調整・混合
Ｙ：分別・選別
Ｚ：その他

⑪資源化用途コード表
１０：鉄鋼原料
２０：非鉄金属等原材料
３０：燃料
３１：木炭
４１：飼料
４２：肥料・堆肥
４３：土壌改良材
５０：土木・建設資材
５１：再生木材・合板
６０：パルプ・紙原材料
７０：ガラス原材料
８０：プラスチック原材料
８１：再生タイヤ
９０：セメント原材料
９１：再生油・再生溶剤
９２：中和剤
９３：高炉還元・コークス炉化学原料
９８：その他

調査票（その２）の記入例

*太字*の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票（その２）を記入して下さい。

本紙の裏面の「産業廃棄物等分類表」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

⑩処理後の処分方法
１　再生利用・リサイクルしている
２　埋立処分している

区分 F2	行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量 百万 十万 万 千 百 十 一	単位	④方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑤中間処理後量 百万 十万 万 千 百 十 一	単位	⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又再生利用先の名称	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨方法番号 1次処理 2次処理 3次処理	⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途
記入例：A	1	*鉄筋くず*	1210	9	kg t m³ リットル			kg t m³ リットル	W 1	*㈱△△産業*	*秋田* 市		1・2	*10*
記入例：B	2	*木くず*	0801	30	kg t m³ リットル			kg t m³ リットル	U 1	*○○商店*	*男鹿* 市	G	(1)・2	*30*
記入例：C	3	*廃プラスチック*	0610	10	kg t m³ リットル	A	1	kg t m³ リットル	S 1	*㈱×○*	*大潟* 町		1・2	
記入例：D	4	*廃プラスチック*	0610	5	kg t m³ リットル			kg t m³ リットル	U 1	*■▼㈱*	*能代* 市	I	(1)・2	*30*
記入例：E	5	*ベントナイト汚泥*	0222	600	kg t m³ リットル	B	100	kg t m³ リットル	S 1	*○○㈱*	*福島県郡山* 市		1・2	
記入例：F	6	*コンクリートのがれき*	1510	10	kg t m³ リットル			kg t m³ リットル	S 1	*㈲○○*	*仙北* 市		1・2	
	7	*コンクリートのがれき*	1510	110	kg t m³ リットル			kg t m³ リットル	U 1	*△△㈱*	*小坂* 町	G	(1)・2	*50*
記入欄	8													

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入して下さい。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入して下さい。

記入例：A
・工事現場から鉄筋くずが年間９ｔ発生したが、すべて、秋田市の㈱△△産業に売却した。
・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

記入例：B
・工事現場から建設木くずが年間に２ｔ車で３０台分（すべて満杯）発生した。
・１台当たりの重量が１ｔ程度であるため、重量に換算すると、３０ｔである。
・これは、男鹿市にある○○商店に料金を払って処理を委託した。
・相手先では、破砕チップ化し、燃料として再生利用している。

記入例：C
・工事現場から廃プラスチックが年間１０ｔ発生した。
・すべて自社の焼却炉で焼却した。その灰の量は年間で１ｔ程度であり、大潟町にある㈱×○の処分場で埋立処分した。

記入例：D
・工事現場から廃プラスチックが年間５m^3発生した。
・これは、能代市にある■▼㈱に中間処理を委託した。
・委託先では圧縮して固形燃料を製造している。

記入例：E
・工事現場からベントナイト汚泥が発生したが、すべて工事現場内で脱水した。
・脱水後の汚泥量は、１００ｔ（含水率７０％）であった。
・脱水前の量は、計量していないので正確でないが、脱水前の含水率が９５％であるため計算すると６００ｔとなる。
・処理後の汚泥は、㈱□□に運搬を委託し、福島県郡山市内に管理型処分地を保有する○○㈱で埋立処分した。
・計算式　100ｔ×(100－70)÷(100－95)＝600ｔ

記入例：F
・工事現場からコンクリートのがれき等が１０ｔダンプで１２台分発生した。重量に換算すると１２０ｔ程度である。
・このうち、１０ｔは、㈱□□に収集・運搬を委託し、仙北市に処分場を保有する㈲○○で埋立処分した。
・残りの１１０ｔは、小坂町に破砕プラントを保有する△△㈱に中間処理を委託した。△△㈱では破砕後、骨材として再生利用している。

廃棄物等分類表

産業廃棄物

種類			分類番号	具体例
汚泥（泥状のもの）	有機性汚泥		0211	排水処理汚泥、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く）
	無機性汚泥		0222	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、道路側溝汚泥＜建設残土は除く＞
廃油	一般廃油		0311	重機等の潤滑油、エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油
	廃溶剤		0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油		0330	アスファルト、タールピッチ類
	油でい		0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等		0350	油の滲みたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
廃酸	無機性の酸性廃液		0401	廃液で酸性を呈するもの
廃アルカリ	アルカリ性廃液		0501	廃液でアルカリ性を呈するもの
廃プラスチック類	廃プラスチック		0610	【熱可塑性】ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【熱硬化性】フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂 【合成繊維】ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維 【その他】プラスチック製品くず、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、フィルム、プラスチックタイル、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料かす（固形）、接着剤かす、合成ゴムくず、塩ビ管
	使用済みタイヤ		0620	使用済みタイヤ
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）		0630	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの。
紙くず			0701	建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず
木くず			0801	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、伐採木、伐採材、伐根材
			0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
繊維くず			0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの）
ゴムくず（天然ゴム）			1100	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず		1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄くず		1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	混合金属くず		1230	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール
	陶磁器くず		1320	かわら、土管、陶管、タイル
	石膏ボード		1330	石膏ボードくず
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）		1350	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの。
がれき類〔工作物の新築、改築又は除去に伴うもの〕	コンクリート片		1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト		1520	アスファルトコンクリートの破片
	レンガ破片など		1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）		1540	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するもの。
混合廃棄物	混合物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物で分別ができない廃棄物
		管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別ができない廃棄物
	廃製品・複合材	廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車
		廃電気機械器具	3100	プリント配線板、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機など
		廃電池類	3500	鉛蓄電池（バッテリー）、乾電池（水銀を含むものを除く）
		複合材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物
水銀使用製品産業廃棄物			2500	水銀電池、空気亜鉛電池、照明機器（蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ）など、水銀等の使用に関する表示がある製品
水銀含有ばいじん等			2600	水銀を1kgにつき15mgを超えて含有するもの（ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい） 水銀を1Lにつき15mgを超えて含有するもの（廃酸、廃アルカリ）

特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

種類		分類番号	具体例
引火性廃油		0318	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）
腐食性廃酸		0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液
腐食性廃アルカリ		0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.5以上の廃液
産業廃棄物 特定有害	特定有害廃棄物汚泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
	特定有害廃棄物廃油	0319	特定有害物質を含む廃油
	特定有害廃棄物廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
	特定有害廃棄物廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	特定有害廃棄物廃石綿等	1538	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材
	廃PCB	7419	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
	廃水銀等	7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物、又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

調 査 票 番 号

産業廃棄物等に関する調査票【その３】

「産業廃棄物等に関する調査票」と同様に記入し、併せてご返送ください。
なお、「産業廃棄物等に関する調査票」の【その 1】にて、「廃棄物等の発生がない」と
ご回答いただいた場合は、本調査票の回答は不要です。

設問１　電子マニフェストの利用状況について

貴事業所では、「電子マニフェストシステム」を利用していますか。該当する番号を１つ選び、〇を付けてください。また、「2」を選択した場合は導入時期を、「4」を選択した場合は利用しない理由をご回答ください。

（　　）1. システムを利用している。
（　　）2. システムの利用を予定、又は検討している。→ 導入予定時期：令和＿＿＿＿年頃
（　　）3. 補助等の支援があれば、システムを利用したい。
（　　）4. システムは利用しない。
（　　）5. システムを利用するか、利用しないかは、わからない。
（　　）6. 電子マニフェストシステムを知らない。

→上記で「4. システムは利用しない」と回答した方にお伺いします。システムを利用しない理由について、該当する全ての項目に〇を付けてください。（複数回答可）

（　　）A. 排出量が少ない。又は取引先が少ない。　（　　）B. 取引先で導入されていない。
（　　）C. 独自システムで管理している。　（　　）D. コストの問題がある。
（　　）E. システムが難しくて分からない。　（　　）F. 現状として問題がない。
（　　）G. その他（具体的に：　　）

設問２　自由記載（県への要望等）

産業廃棄物等の減量化・リサイクル、適正処理等を推進するにあたり、県への要望等があればご記入ください。

（例）適正処理・リサイクルに関する研修会等を実施してほしい
環境負荷の少ない製品や、リサイクル認定製品の普及等に対する支援をしてほしい　等

以上で、アンケートは終了です。ご回答ありがとうございました。